

現場代理人及び技術者等に関する留意事項

平成26年7月14日制定

最終改正 平成28年5月27日

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、原則、他の工事と重複して現場代理人となることはできません。現場代理人の兼務については、別途「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

2. 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額が3,500万円以上、建築一式工事においては7,000万円以上）に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務は可能ですが、変更により専任を要する工事に該当することとなる場合には技術者の変更が必要となります。

(2) 専任の主任・監理技術者の兼務について

専任を要する工事のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の技術者がこれらの建設工事を管理することができます。なお、「密接な関係のある」とは、対象となる工作物に一体性若しく

は連続性が認められる工事であるか、又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいい、「同一の場所又は近接した場所」とは、工事現場の相互の間隔が10km程度の場所をいいます。なお、以上の規定は専任の監理技術者には適用されません。（建設業法施行令第27条第2項）

このほか、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合で工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、配置技術者は監理技術者でなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

① 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。

ただし、専任の場合は、入札の申込日又は入札日（随意契約による場合にあつては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることを要します。

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（主任技術者の場合：建設業法第7条2号による）

（監理技術者の場合：建設業法第15条2号による）

③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

※営業所の専任技術者と専任の主任技術者とは、全く異なる立場の技術者ですので注意してください。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4. 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

現場代理人の兼務（1－(3)参照。）において規定した工事について、主任技術者又は監理技術者との兼務を可能とします。

5. 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可、不可について別表にまとめていますので参照ください。

6. 配置技術者等の変更について

配置技術者等については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中で交代を認めておりません。なお、一般競争入札については、入札参加申請（ただし、事後審査においては、開札後の入札参加資格の確認）において認められた時点から変更を認めません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間とで変更を認める場合等は除きます。

7. 技術者等及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等及び現場代理人について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届出と同時に提出し確認を受けてください。なお、専任の場合は、入札の申込日又は入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

①監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属業者が記載されていること

②健康保険被保険者証の写し

③住民税特別徴収税額通知書の写し

④源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証するもの

①監理技術者

・監理技術者資格者証（表・裏）の写し

・監理技術者講習修了証の写し

②主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

・経歴書（実務経験による技術者の場合）

8. その他

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

[沿革]

平成28年5月27日一部改正 平成28年6月1日施行

別表

現場代理人，監理技術者又は主任技術者，営業所の専任技術者の兼務について

○兼務可 ×兼務不可

		3,500万円未満の工事(注5) (主任・監理技術者の専任義務がない工事)			3,500万円以上の工事(注5) (主任・監理技術者の専任義務がある工事)		
		現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	現場代理人	主任・監理技 術者	営業所の専任 技術者
1. 同一工事内での運用							
現場代理人			○	×		○	×
主任・監理技術者		○		○ (注1)	○		×
営業所の専任技術者		×	○ (注1)		×	×	
2. 別途工事との運用							
現場代理人							
3,500万円未満の工事(主任・監理技術者の専任義務がない工事) (注5)	現場代理人	×	×	×	×	×	×
	主任・監理技術者	×	○	○ (注1)	×	×	×
3,500万円以上の工事(主任・監理技術者の専任義務がある工事) (注5)	現場代理人	×	×	×	×	×	×
	主任・監理技術者	×	×	×	×	×	×

注1： 営業所の専任技術者が兼務できるのは，工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し，当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

2： 別途「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

3： 同一現場等，特別な場合にのみ主任技術者等を兼務することが可能です。(特別な場合については，「2主任・監理技術者」を参照)

4： 同一現場等，特別な場合にのみ兼務することが可能です。

5： 建築一式工事においては7,000万円に読み替えます。